

高等司法研究科〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

採 点

證明 1.

(1) Xは予定地Aに6ヶ月間の業務停止処分を受けた。差止め訴訟(行訴法37条の4)を提起するにやむを得ない。また、Xは当該処分に伴う公表を阻止するため、仮の差止め(行訴37条の5)を申立てることも考えられる。

(2) 初年の4に於り、差止め訴訟の要件は、充足性を認む可し。

P. 知性要件 = 7112、

[illegible]

いう法的効果が生じる。また、本件予定処分は厚生労働大臣により一方的に決定される法律上の効果をもつものであるため、公権力性を有する。本件予定処分を行う前に他の~~法律~~処分を経由する必要がないため、直接性を有するといえる。□²

* LT=カバリエ、知覚性要件が満たされている。

1. 37条の4「一定の範囲」は該条の2イ=7112.

本件予定処分の内容は、6ヵ月の業務停止となり、処分の内容は、裁判所の判断が可能な程度に特定されているといえる。

したがって、「一定の範囲」の要件は充足した。

ウ. 一定の範囲内に於ける蓋然性の有無については2(37条の4)。

本件2=すま=1=聴聞^②手続が終了し、また本件処分が将来行
われないという事情が存在しないため、本件処分が立派な蓋然性生か
あるといえる。

エ. 37条の4の1項、2項「重大な損害が生ずる恐れ」の要件に

注釈の一覧 :新文档 3

ページ :1

番号 : 1 作成者 : user タイトル : ノート注釈 日付 : 2021/06/30 9:23:33

差止訴訟と仮の差止の関係をどのように整理していますか？

番号 : 2 作成者 : user タイトル : ノート注釈 日付 : 2021/06/30 9:29:58

解説にもあるとおり、特に問題になる点ではないということから、コンパクトに書けていて印象がいいです。

番号 : 3 作成者 : user タイトル : ノート注釈 日付 : 2021/06/30 9:30:48

本件予告処分についての聴聞であることを示しておきたいところです。

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号

重大な損害が発生する恐れがあるかという点は、当該損害の性質、回復の困難性、及び、処分後直ちに取消訴訟を提起し、執行停止により損害発生を防止できるかによって判断すべきである。

本件は、予定処分により起る損害は6ヵ月業務を行えなくなることにあり、当該損害は財産的損害に該当し、回復する¹ことが容易と考えられる。他方、本件処分に伴う公表により、Xの社会的信用に大きく害され、現在の顧客との契約をも全部解除しなければならず、将来の業務遂行に大きな支障をもたらすだけでなく、~~新~~顧客との信頼関係も再築するのも困難で、金銭的損害²も受け、容易に回復できる損害ではない。取消訴訟を提起し、執行停止を申し³

したから、重大な損害があったといえる。

オ. 37条の4の1項但書の補充性要件については、

本件予定処分に先行する処分がないため、本件予定処分にモたらす損害はXの取消訴訟及び執行停止により排除できないと予想されるため、補充性要件が充足したといえる。

カ. 37条の4の3項、4項の原告適格要件については、

Xは本件予定処分に直接~~な~~不利益を被るため⁴原告適格を有するといえる。

キ. 被告適格（38条）については、

本件予定処分を行うのは厚生労働大臣であるため、被告適格の要件が満たされる。

以上により、Xによる差止めの訴えの訴訟要件の充足の見込みがあるといえる。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

	番号:1	作成者:user	タイトル:ノート注釈	日付:2021/06/30 9:31:21
	どのような方法をとることで容易に回復できますか？			
	番号:2	作成者:user	タイトル:ノート注釈	日付:2021/06/30 9:34:27
	解説の書き方がミスリードですが、公表によって顧問契約を解除されるのでしょうか？税理士法43条がどのように定めているかを確認してください。			
	番号:3	作成者:user	タイトル:ノート注釈	日付:2021/06/30 9:35:40
	容易に回復できないうえ、処分によって直ちに生じる損害であるため、執行停止では対応できないということですかね。			
	番号:4	作成者:user	タイトル:ノート注釈	日付:2021/06/30 9:37:09
	条文のどの文言に該当しますか？			

高等司法研究科〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	担当教員名	受講クラス	受験者記入票番号
行政法応用2 (H30)	野呂先生	E	

採点

設問2.

1. 訴訟の利益は行訴法9条1項により規定され、同条により、処分の効果が完了しても、なお取消訴訟の提起により回復すべき法律上の利益を有する者に原告適格を認める。以下にXは「回復すべき法律上の利益を有する者」について検討する。

2. 6ヵ月の業務停止期間時の後もなお継続するXの不利益には、(1)信用の毀損及び(2)復元処分の加重がある。

(1)信用 公表によるXの信用毀損について、

確かに公表によりXの信用に一定程度影響を与えるが、公表自体は裁制裁目的ではなく、情報提供を目的として、また、公表自体も処分の内容ではないため、公表から不利益が生じたとしても、Xは、直ちに原告適格が認められることはない。

(2)復元処分の加重について、

本件量定基準により、過去に懲戒事由に該当する不正行為を行なったような特段の事情がある場合、復元処分に加重されるという不利益が生じる恐れがある。

しかし、本件でXは処分を受けたが取消原告適格の問題では処分を取消せたい恐れがあるだけで、処分を受けたことだけを持ち、「過去に懲戒事由に該当する不正行為」を実際に行ったと直ちに認定できない。また、本件量定基準はあくまで参考用の基準にすぎず、Xが行政庁を拘束する効果を持たないため(2)の不利益があると確実には言えない。

3. よって、Xは「回復すべき法律上の利益」がなく、その原告適格は

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

-
- 番号:1 作成者:user タイトル:ノート注釈 日付:2021/06/30 9:38:16
なぜ当該利益がないかもしれないという問題意識を有するのかという点について提示してください。
-
- 番号:2 作成者:user タイトル:ノート注釈 日付:2021/06/30 9:42:47
着眼点はいいです。本件の公表が制裁的公表か情報提供目的の公表かは明らかではないので、情報提供目的であるとする理由を示した方がいいです。
-
- 番号:3 作成者:user タイトル:ノート注釈 日付:2021/06/30 9:44:54
基準の理解に誤りがあります。資料2のなお書きを注意して読んでください。
-
- 番号:4 作成者:user タイトル:ノート注釈 日付:2021/06/30 9:48:13
表現が微妙です。「認定できない」とありますが、誰を主眼にしていますか？むしろ、処分を受けたことと、不正行為を行ったことは必ずしも同義ではないため、「特段の事情」が存在しないと主張することができるためXに不利益がないということでしょうか。
-
- 番号:5 作成者:user タイトル:ノート注釈 日付:2021/06/30 9:49:16
解説にも書いていますが、まったく拘束しないかといわれるとそうでもないです。行政基準の問題はよく出題されています。

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号		

認められたい。

h/h

5

10

15

20

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

4 / 4 ページ